

積算資格認定試験における
新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン

2021年7月7日



感染症拡大防止に
ご協力ください



一般社団法人 日本サッシ協会
ビルサッシ委員会 積算部会
一般社団法人 建築開口部協会

1. 新型コロナウイルス感染症防止ガイドラインについて

本新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン(以下「本ガイドライン」)は、一般社団法人 日本サッシ協会と一般社団法人 建築開口部協会(以下「両協会」)が実施する「事前説明会を含めた積算資格認定試験」(以下「積算試験」)において、運営にあたる日本サッシ協会 事務局、ビルサッシ委員会 積算部会委員(以下「委員」)並びに協会各支部 事務局が感染症予防対策を行う際の参考となる基本的事項を、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針」(2021(令和3)年6月17日変更)および文科省HPの「民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和2年10月20日改定)を踏まえ、整理したものである。

なお、本ガイドラインの内容については、今後の状況の変化や対処方針の変更、感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2. 本ガイドライン作成の理由

積算試験会場(以下「会場」)には不特定多数の人々が訪れることから、十分な感染拡大防止策を講じることが、受験者および積算試験を運営するスタッフの感染防止と事業の持続可能性を確保する上で極めて重要と考え、ガイドラインの作成が必要となった。

3. 感染防止のための基本的な考え方

両協会は、会場において、受験者や委員、事務局運営スタッフ等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じるものとする。特に、①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面 のいわゆる「3つの密」を避けるなど、受験者や委員、事務局運営スタッフ等への感染を回避するよう徹底する。

4. 積算試験実施に向けたリスクの洗い出し

新型コロナウイルスの主な感染経路とされる接触感染、飛沫感染のそれぞれについて、受験者や運営スタッフ、施設職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、会場については、大規模な人数の移動や、都道府県をまたいだ移動が想定されることもあり、集客施設としてのリスク評価および地域における感染状況のリスク評価も実施する。

4-1 会場のリスク評価

会場において、受験者同士の距離が十分に確保できるか、会場の広さや座席レイアウトを基に評価する。

4-2 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。

4-3 飛沫感染のリスク評価

会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で会話する場面がどこにあるかなどを評価する。

4-4 地域における感染状況のリスク評価

会場の生活圏において、国や自治体からの要請や地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することや中止する必要がある可能性がある。

5. 感染症対策について

1-1 発生源対策

【前日までの確認】

下記の場合は、来場を見合わせることを徹底する。

- ・発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
また、そのような者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合

※試験当日に発症者が出た場合に備えて、緊急連絡先を確認するとともに個人情報について必要に応じて保健所等の公的機関に提供され得ることを周知する。

【当日の確認】

試験当日の検温や体温申告により、受験者に発熱がある場合、もしくは平熱を超える発熱や軽度であっても咳などの症状がある場合は、受験を取りやめるよう案内する。また、試験会場においても同様の案内を掲示し、該当する場合は申し出るよう案内する。
なお、その場合の払い戻し措置などを規定しておく。

【発症時の対策】

試験実施中に発熱などの発症者が出た場合に備えて、下記の対応を行う。

- ・感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に備えて、あらかじめ所轄の保健所との連絡体制を整えておく。
- ・発生者を速やかに別室に隔離し、受験を中止して帰宅させる。
- ・部屋の換気を行うなど具体的な対応を定めておく。

1-2 試験運営関係者への対策

- ・受験者名簿には必ず緊急連絡先を把握して記入し、受験者に対して名簿記載の個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供され得ることを事前に周知する。また、作成した名簿は当面の間、1ヶ月以上を目安に管理・保存を徹底する。
- ・受験者に対して大きな声で指示を出す際は、マスク着用に加えて、受験者と適切な距離(2m)を保つ等の対応をとる。
- ・試験申込時等において、受験者の連絡先を把握する。
- ・受験者の健康管理や発熱・咳等の症状があった場合の具体的な対応を周知する。
- ・試験運営関係者に発熱・咳等の症状があった場合は、速やかに別室に隔離して試験運営業務を中止して帰宅させ、部屋の換気を行うとともに、代替りのスタッフがその業務を行えるよう準備する。
- ・ゴミ処理の際には必ずマスクと手袋を着用し、処理後には必ず手洗いを徹底する。
- ・密集が発生しないよう、受験者に適切な間隔の確保を促す。
- ・受験者に大声での会話を慎むように注意する。
- ・受付やトイレ等で行列ができた際には、間隔を空けた整列を促す。
- ・試験問題など資料配布の際は受験者と直接接触しないように注意する。

6. 受験者への周知

1. 来場時、積算試験時の常時マスクの着用を義務付け、国の啓発資料の添付や協会ホームページや受講・受験票等であらかじめ告知する。
2. 受付時のソーシャルディスタンスをとった整列、検温と手洗い励行などの協力をお願いする。
3. 受付時に検温、体調管理アンケートを実施する旨伝える。(内規:37.5度を超える人の入室はさせない) ⇒感染予防に向けた「ご案内とお願い」、「体調管理アンケート」(別紙)を準備する
4. 以下に該当する場合は受験を控えるようあらかじめ告知する。
 - a. 積算試験当日朝に各自検温を行い、発熱等風邪の症状が見られた場合(または平熱比1度超過)
 - b. 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - c. 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
 - d. 心臓病、糖尿病、高血圧症などの基礎疾患があり、リスクが高いと自覚する場合
 - e. 同居者に肺炎症状の疑いがある場合
5. 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する際に必要となる個人の情報が、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることをあらかじめ告知する。
6. 飛沫感染防止のため、各試験会場教室内では私語を慎み、食事は禁止する。
7. 入退室の際の手指消毒を励行する。

7. 積算試験実施時の対応

7-1 衛生環境を維持する

1. 運営スタッフには以下を義務付ける。
 - a. 前日、当日朝に各自検温を行い、発熱等風邪の症状が見られた場合(または平熱比1度超過)は、自宅待機とする
 - b. 受付・インフォメーションなどには飛沫防止のため、マスク、フェイスガードなどの着用を義務付ける。
 - c. 試験問題用紙の配布・回収は、運営スタッフが行ない、使い捨て手袋を着用する。
2. 筆記用具、消しゴム、電卓など、貸し出しを行わない。

3. 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、手すり、エレベーターのボタンなど）に留意する。
4. 会場ガイドラインを確認し、必要に応じて 試験会議室の入口に消毒液を設置する。
5. 体温管理・衛生管理等のため、受付時に簡単なアンケートを受験者へ実施する。
6. 試験時の休憩時間に、試験会議室のテーブルを消毒する。試験終了後の清掃等は閉館時間があるので実施しない。
7. 清掃や消毒を行う者は、マスクや使い捨て手袋の着用を徹底する。
8. 清掃や消毒を終えた後や帰宅後は、必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。
9. ゴミ箱は使用禁止とし、捨て方は会場ガイドラインによる。持ち帰りの場合は支部に委託する。
10. その他、各会場のガイドラインに従う。（各会場に事前確認要）
11. 会場（受付時）での検温、体調管理アンケートを実施する。
12. 委員及び支部スタッフ、応援者はマスクやフェイスガード等を着用する。

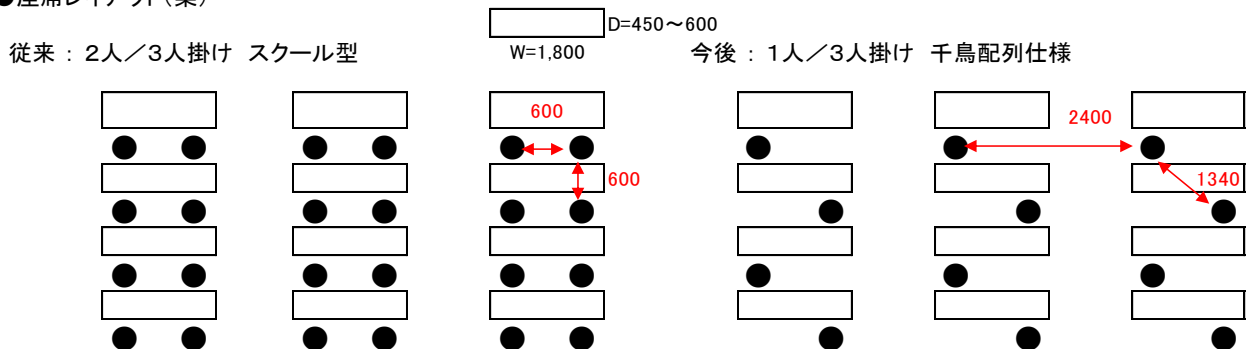
7-2 密閉させない

1. 会場は事前説明会・試験時間を含め、出入口や窓などを可能な限り開放し、常時換気を行う。
※厚生労働省手引きより（窓がある場合、風の流れることができるよう、2方向の窓・ドアを毎時2回以上、1回に数分間程度全開する）
2. 会場はなるべく機械換気があるところを選んでいただく。それでも換気は行う。

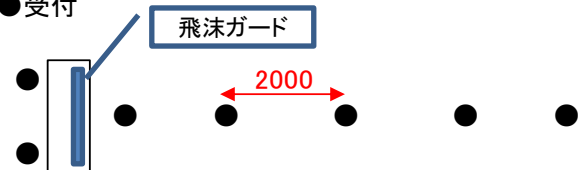
7-3 密集させない

1. 会場ごとの収容人数を、定員の50%以下を目安に制限する。
2. 大勢の人数が滞留しないよう、以下の措置を講じる。
 - a. 会場の入場時や退場時等に行列が生じる場合、適切な距離をとる。なるべく2m以上（最低1m）の距離を目安に可能な限りの間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
例：受付時間の繰り上げ等による分散
 - b. 座席はなるべく2m以上（最低1m）の距離を目安に可能な限りの間隔を開けて配置する。
 - c. 休憩スペースの利用を禁止する
 - d. トイレなどに待機列ができた場合は、最低1mを目安に可能な限りの間隔を空けた整列を促す。休憩時間の延長等。
3. 積算試験の運営にあたって、運営スタッフを会場の管理・運営に必要な最小限度の人数とする。
4. エレベーターの使用を制限し、階段の使用を奨励する。どうしてもエレベーターを使用する場合は、会話等を慎ませる。
5. 飛沫感染防止のため、各試験会場教室内では私語を慎み、食事は禁止する。

●座席レイアウト(案)



●受付



* 飛沫ガードがない会場はフェイスガードを準備する

7-4 密接させない

1. 積算試験時間以外にも可能な限り私語を慎むよう告知する。難しい場合は十分な距離を保ち、マスクを着用させる。
2. 受付時などで受験者と運営スタッフが接触する場において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより受験者と運営スタッフとの間を遮断し、飛沫感染を予防する。(各会場確認)
3. 距離が近づかざるを得ない場合、会話や携帯電話による通話は慎ませる。

7-5 用意する備品

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. マスク | 予備20枚 |
| 2. フェイスガード | 立会人数分 |
| 3. 非接触体温計 | (電池) |
| 4. 使い捨て手袋 | 最低(6組+予備2組)×立会人数分 |
| 5. 消毒液 | |
| 6. 消毒or除菌シート | (除菌シート準備:受験者に配布する) |
| 7. ゴミ袋 | |
| 8. 受験者簡易チェックリスト | |
| 9. ビニールテープ | (整列位置) |

8. 感染が疑われる者が発生した場合

1. 感染が疑われる者が発生した場合、以下の通り対応する。
 - a. 感染が疑われる者に速やかに帰宅を促す。
 - b. 感染が発生した可能性のある部屋の換気を行う。
 - c. 運営スタッフは、協会と保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
 - d. 感染が疑われる者と接触した運営スタッフ・受験者の氏名および緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
2. 試験終了後に、受験者の中から感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
3. 事前に各会場の保健所連絡先を確認しておく。

9. 事前説明会について

★「オンライン(Web)説明会」を採用し、感染リスクの軽減を図る。

10. 採点時の対応

★「デジタル採点」などを採用することで採点作業時間を短縮し、感染リスクの軽減を図る。

1. 採点作業の際は、以下の通り対応する。
 - a. 採点する者が、密にならないよう会議室の人数、時間を極力調整する。
 - b. 作業場所の換気を行う。
 - c. 答案用紙、筆記具を扱う際は、作業前後に必ず手指の消毒を行う。
 - d. 筆記用具は使いまわししない。
 - e. 答案用紙を扱う際は指を舐めない。

11. その他

1. 受験者、運営スタッフの安全・安心に配慮した「新しい積算試験方式」を構築する。
 - a. IT技術を活用する。
2. 試験後、2週間以内に受験者の発症が確認された場合(PCR検査陽性)
 - a. 協会事務局に個社から会社名と氏名を連絡する。
3. 試験運営委員の派遣について
 - a. 積算部会委員メンバーの試験開催地への派遣は、会場地域の感染状況、県跨ぎ移動制限などを鑑み、対応を検討する。出張する場合は、事前にワクチン接種、または直前にPCR検査等を受けること。
 - b. 上記 a に備えて、受付、試験監督官として、支部・ビルサッシ委員会社の運営協力をお願いする。
4. 試験の開催可否判断については、感染状況を鑑み、事前に積算部会合同会議で協議し、ビルサッシ委員会に報告及び承諾を得て決定する。判断のタイミングは、7月、9月、10月の3回を想定する。